

令和元年台風第15号・第19号等による長期間の停電・断水を踏まえ、災害時に地域の高齢者、障害者や児童等を受け入れる福祉避難所として機能する介護施設が、災害時に施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備・給水設備の整備に要する費用の一部を補助する。

■ 補助内容

長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、受水槽・地下水利給水設備の整備に必要な費用の補助を行う。

■ 補助対象施設

福祉避難所の指定を受けた、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院

■ 補助率 国1/2、地方自治体1/4、事業者1/4

■ 補助上限額 設定なし

※ 定員30人以上の広域型施設に関しては、総事業費500万円以上の整備に限る（非常用自家発電設備の燃料タンクを除く）

※ 定員29人以下の地域密着型・小規模型施設の非常用自家発電設備は、定額補助

■ 所要額（国費） 11.0億円

■ 補助実施主体

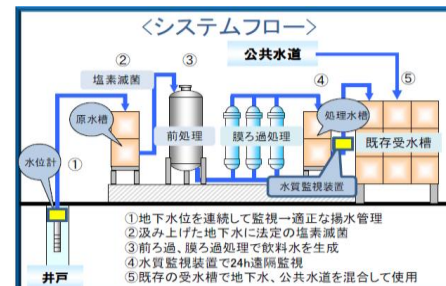
定員30人以上の広域型施設は都道府県（指定都市・中核市を含む）
定員29人以下の地域密着型・小規模型施設は市区町村（指定都市・中核市を含む）



(非常用自家発電設備)



(受水槽)



災害時を想定した「多様な水源の活用」の一策 ⇒ 2元給水化
自施設の水確保だけでなく、水供給による地域貢献も可能に

(地下水利用のための設備)